

令和 7 年度（2025 年度）
第 1 回北海道政策評価委員会
会 議 録

日 時：令和 7 年（2025 年）4 月 15 日（火） 13:00～13:40
場 所：かでる 2・7 5 階 520 研修室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	武岡 明子	札幌大学地域共創学群教授
副会長	渡部 要一	北海道大学大学院工学研究院教授
委 員	有村 幹治	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	泉 典洋	北海道大学大学院工学院院長
委 員	稲垣 美穂子	北海学園大学法学部法律学科教授
委 員	葛西 さとみ	行政書士カサイ・オフィス所長
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	嘉藤 裕一	公募委員
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター特任准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	村上 裕一	北海道大学公共政策大学院・法学部教授

【事務局(北海道)】

北海道総合政策部計画局長

石井 順一郎

北海道総合政策部計画局計画推進課長

諸岡 宏一 ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 令和7年度 政策評価(案)について

(2) 令和7年度 政策評価基本方針(案)について

【武岡会長】

- ・ 事務局から資料に基づき説明願う。

(事務局から資料1及び資料2に基づき説明)

【武岡会長】

- ・ ただ今の説明について質問、意見等があれば発言をお願いするが、本日欠席の武者委員から意見があるので、事務局から代読をお願いする。

【武者委員の意見(事務局代読)】

- ・ 基本方針を毎年変更している点に懸念がある。細かい変更を含めて会議の審議事項としており、事務局の業務面、委員の資料確認などで非効率。
- ・ 年度や日時の変更も毎年行わないといけないような基本方針は基本方針ではなく、単なる業務マニュアルである。
- ・ 基本方針なのだから、少なくとも3年程度は変更なしで使えるものであるべき。会議の効率化のためにも、中期的に使える基本方針の策定を求めたい。

【事務局】

- ・ 今年度の基本方針の内容自体のご意見というよりも、そもそもの基本方針の性格、意義についてのご意見と受けとめている。ご意見を内部で検討し武者委員のお考えを再度確認しながら、個別に説明したいと考えており、その結果については、皆様にも共有して参りたいと考えている。

【武岡会長】

- ・ ただいまの武者委員からの意見、そして事務局からの説明について、質問・意見等があればお願いする。

【泉委員】

- ・ 「基本方針」と呼ぶ以上は、確かに毎年コロコロ変えるというのはおかしいと私も思う。
- ・ 今年はこうするとか、そういうものは「基本方針」と言わずに、別の呼び方をするというのが通常ではないか。

【村上委員】

- ・ 「基本方針」は本来、年度ごとではなく、全ての年度の基本たるべしということかと思うが、今の建付けからすると、それをするためには「基本方針」と年度ごとの方針を書き分ける必要があり、それ自体がかなりの作業量になると思う。
- ・ 全ての年度に当てはまり、こまごまと更新しない「基本方針」を定めるのが、文字通りのそれらしくて良いのは確かだが、そこに持っていくまでの作業が膨大になるため、実際には、現状のように、年度ごとの基本方針を状況に応じて少しずつ改訂していくということになるのではないか。

【渡部委員】

- ・ 皆さんがおっしゃることは非常によくわかるが、今、村上委員がおっしゃったように、事務局の作業が大変になるのであれば、現状では名称が令和7年度基本方針となっているので、矛盾は生じていないのではないかと感じている。
- ・ 『基本方針というものは、少なくとも何年間か不変のものにすべきである』、これについても共感するところはあるが、細かい変更などをどのように盛り込むかというところについては、かなり慎重な議論をした上で、定めないといけないと思うので、もし課題とするのであれば、皆で議論をしながら長期的にこうあるべきだということを決めていくべき。すぐに決まるものではないのではないかとというのが私の印象。

【有村委員】

- ・ 単純な質問だが、資料2の「第1 趣旨」を読んでいくと、「北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下、「条例」という。）の計画的かつ着実な推進を図るため、条例第4条第1項の規定に基づき、」と書かれており、この条例第4条第1項の規定がよくわからないが、毎年ここのところで、細かい文言を修正するかその年やることを明示するということであるならば、大体のところは変わってはいないと思うので、書き方次第だが、少なくともここは変えますよとか、ここは基本方針ということで数年変えないということを明示していただければ、それで十分なのかなという印象。条例第4条第1項の規定で、毎年変えなくてはいけないのかどうか確認したい。

【事務局】

- ・ 条例第4条第1項は、「政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、毎年度、法令で定める権限の範囲内において、政策評価に関する基本方針を定めなければならない」となっており、それに基づいて毎年策定していたところですが、皆様のご意見も伺いながら慎重に検討して参りたい。

【泉委員】

- ・ これは令和7年度の基本方針であり、毎年定めると条例で決まっているのであれば、反対意見はございません。

【武岡会長】

- ・ 今、事務局から説明あったように、政策評価の枠組みとしては、まず条例があって、その条例に基づいて、現在のところは毎年度基本方針を作るということになっている。さらにはその下に実施方針というものがあるわけだが、現在はそのような枠組みになっていることを踏まえた上で、武者委員からの意見についても、まずは内部で検討いただいて、適宜、我々にもフィードバックいただければと思うのでよろしくお願い。
- ・ それでは、他に質問・意見等があればお願いします。

【泉委員】

- ・ 私はあまり委員歴が長くないのでわからないのだが、特定課題評価について、説明してあることはわかるが、例えば、令和6年度はどういうものがあったのか、例を述べてもらえるとわかりやすいと思う。

【事務局】

- ・ 特定課題評価について、昨年度は「人材の育成・確保対策の着実な推進」というテーマで、総合計画の政策体系に沿って整理した施策について、評価を実施した。

【武岡会長】

- ・ では他に質問・意見がなければ、事務局案の通り了承するという事でよろしいか。

《異議等なし》

（３）令和５年度 公共事業事後評価（試行）結果の報告について

【武岡会長】

- ・ 事務局から資料に基づき説明願う。

（事務局から参考資料１に基づき説明）

【渡部副会長】

（公共事業評価専門委員会における令和５年度事後評価審議経過等について追加説明）

- ・ 事務局から説明があった５地区について、資料３の整理番号１、整理番号２、ともに農政部の案件だが、整理番号１は、俗に言う田で、整理番号２が畑。どちらも小区画、傾斜がついている、或いは、排水不良が生じているなどの理由から、農作業の効率が悪くなり、かつ収量が減っている、或いは、水不足に対応できないといった問題が発生していた。これらを解決するためにこの公共事業が行われ、その成果として田が大きく１枚に変わり、大きな農作業機を入れて大規模な農業ができるようになった。或いは、畑についても水が溜まってしまうような部分をなくし、全体的に均質な栽培ができるようになったといったことから、大区画化、緩傾斜化、排水改良、畑地かんがい等の整備によって、作業効率が大幅に向上した。その結果、農作業の時間が減る、それから生育ムラがなくなる、それから排水改良によって、適切な時期に水を入れたり、或いは、水を抜いたりといったことがしっかりとできるようになって、収量が増加した。これらを統計数値から評価ということも試みようとしたが、この該当地区を個別に出すことはできないことから、農業事業者、農家にヒアリングをするなどして評価を行った。その結果、先ほど申したように収量の増加や作業時間が減るなどが挙げた。それから、区画整理を行うことで農地がバラバラであったものが大区画化するとともに、できるだけまとまった地域になるような、そういった作業効率の向上なども図られた、ということである。
- ・ 整理番号３だが、こちら広域河川改修事業。当該河川流域では、平成１１年に大きな降雨があって大水害が発生したが、完成後、令和６年に２度の大規模な降雨があったにもかかわらず、災害は発生していないことから、農地でいうと面積として７３３ヘクタール、家屋数にして７５５戸を浸水被害から守るといったことで目標が達成されている。関係自治体からも、大雨時の治水安全度の向上を実感している、或いは、地域の安心感に繋がっていると回答が得られているところ。
- ・ 整理番号４番、ダム建設事業。厚真川に係る厚幌ダムだが、このダムができたことによって氾濫防止面積１８２５ヘクタールと浸水防止戸数、家の数にすると６００戸ということが実現されている。それと同時に、未給水区域解消をはじめとした水道用水の水源確保、或いは、当該河川沿いには多くの水田があるが、冷害対策として深水かんがいなどの対策も行うのに十分な水を確保できるようになった。ただ、平成３０年に当該地域には胆振東部地震があり、ダム周辺も甚大な被害を受けた。当該ダムは、土砂や立木の撤去を災害復旧事業で対応し、必要な貯水池容量を確保するという事に努めており、現在までしっかりとダムとしての能力を発揮していることを確認している。

- ・ 整理番号の5番が、急傾斜地崩壊対策事業で、函館市の急斜面に建つ住宅地を守るための傾斜地崩壊対策事業である。平成19年に斜面崩壊したことがきっかけとなった事業だが、その当時の大雨を上回るような降雨がこれまでに4回あったものの、斜面崩壊は一切発生しておらず、人家185戸、それから市道なども保全できているため、当初の目標が達成されていることを確認している。関係自治体からも大雨での安全度が高まり、地域の安心感に繋がっている、といった意見が寄せられている。
- ・ 以上のことから、事後評価を行った5地区は、いずれも付帯意見なく、効果が発現されているということで、評価をした。
- ・ 事後評価は、事業完了後5年が経過した地区が評価対象となるが、先ほど事務局から説明があったように、今年度の対象地区については、すでに試行の中で評価を行っていることから、今年度は、来年度からの本格運用開始に向けて、これまでの事後評価の試行結果や課題を再検討し、制度運用の改善を図っていくということでやり方を議論するため、具体的な個別の事後評価を行う予定はない。

【武岡会長】

- ・ ただいまの説明について質問・意見等があればお願いします。

《委員から特段の意見等なし》

【武岡会長】

- ・ それでは他に質問・意見がなければ、事務局案の通り了承するということでよろしいか。

《異議等なし》

3 その他

4 閉会